

名古屋の「ええじゃないか」について

南 和 男

目 次

はじめに

一、 札降りの発端

二、 ええじゃないかの実態

三、 禁止令および識者の評

結 語

はじめに

「ええじゃないか」は、慶応三年（一八六七）の夏ごろから数ヶ月にわたって、東海・近畿を中心とし、西は山陽・四国から東は関東・東山におよぶ広い地域におよんでいる。それ故にそれぞれの場所と時期によって、その様相を異にするところがあるのは当然であろう。

「ええじゃないか」の研究業績は少なくないが、⁽¹⁾いまなお各地あるいは各地域ごとの事例の分析を必要とするといえよう。

この小論は名古屋における「ええじゃないか」について述べたものである。「ええじゃないか」がもっとも早く発生したのは東海であり、それも名古屋に近い地であった。⁽²⁾名古屋は御三家の一つの尾張公の城下町であり、いわゆる中京とよばれていた大都市である。このような名古屋での「ええじゃないか」の実態をより明確にしようとするものであり、あわせて庶民の動向などについてもふれてみたい。

註(1) 田村貞雄「ええじゃないか」関係文献目録(『日本史研究』三〇六)に研究文献がまとめられている。

(2) 田村貞雄『ええじゃないか始まる』(一九八七年)。

一 札降りの発端

慶応三年(一八六七)に、名古屋ではじめて札降りがあったのは、同年三月である。すなわち三月十八日に伊勢内宮の御札が、ついで五月二十二日に津島牛頭天王の御札が、八月二十四日には伊勢太神宮の御札が降った。⁽¹⁾

「丁卯奇譚」には⁽²⁾

丁卯三月十八日

西掛所裏八軒家

寺社方同心

大野八十次郎

右宅江内宮御札降

同五月廿二日

上宿柳町

壽操院様

棚橋和十郎

右宅^江津島牛頭天王降

同八月廿四日

日置村ノ内

某

伊勢太神宮ノ御札軒ニ有之ヲ見付シカ如何ナル事ニヤト神棚へ納メ置シカ世上一統御札降りシヲ見テ思フニ此モ降りシ御札ナラントイヘリ

とあつて、三月と五月および八月二十四日に札の降つたことを記している。

しかし、いずれも自宅の神棚に祀つたりしただけで役人にも届けず、大騒ぎしなかつたので「ええじゃないか」に発展することはなかつた。その点「ええじゃないか」につながる御札降りとはいえない。⁽³⁾

「丁卯奇譚」は続いて

同^(○八月)廿八日

末廣町若宮前

佛工

太神宮

是官ニ告ルノ始ナリ

同日戌刻

天道町天道宮ヨリ少南四側

某

後ニ心付テ追テ日時ヲ書メ標出ス

天照皇太神宮天降

とあつて、八月二十八日に末廣町と天道町の二ヶ所に札降りがあつたことが判明する。前者の仏工京屋より届け出があり、小寺玉晁の「丁卯雜拾録」に

(○八月)
廿八日朝、若宮前西側師京屋軒江左之御牘降シ由(太神宮外宮本社、凶略)店ニ飭有之……大ニ群衆せし也とある。(4)『感興漫筆』には

八月の末、城南門前町辺へ、伊勢の御稜降りたりとて、官に申して其降りたる家に祀りたりしが云々とある。(5)そのほか「京巷説」(6)「風聞記」(7)「五美堂紀聞」(8)にも同様の記述があり、いずれも八月末に城下南門前町に伊勢御稜が降つたと記している。

前述三月五月のような単発的な札降りではなく、八月二十八日より「ええじゃないか」につらなる多数の札降りが始まつたといえよう。この八月下旬以降名古屋の各地に多数の札降りがあり、やがて同地で「ええじゃないか」の狂乱が始まるのである。

註(1) 既に薄井福治氏が一九三六年一月十六日J.O.A.Kより放送されているが、出典は明らかでない。また水谷藤博氏が「名古屋のお札降り異聞」(「東海近代史研究」七号、一九八五年)でも取りあげられ、その典拠は不明とされている。

(2) 「丁卯奇譚」(東京大学史料編纂所蔵)

(3) 田村貞雄『ええじゃないか始まる』(一九八七年)。

(4) 『丁卯雑拾録』二(『日本史籍協会叢書』(四)一七一頁)。

(5) 「感興漫筆」(『名古屋叢書』第二十二卷、一六二頁)。

(6-8) いずれも東京大学史料編纂所蔵「大日本維新史料稿本」慶応三年十月是月の條による(以下「稿本」と略称)。

二 ええじゃないかの実態

神仏の札等が白昼飛来するのをまのあたりに見た人々の多くは、家の栄華と喜んで祭った。なかには怪しみあるいは軽侮すると、たちまち罰を蒙るといわれ、それを恐れて崇祀するものもあつた⁽¹⁾。また祭らなければたちまち乱心するといわれ、一同が申しあわせて大踊りをしたという⁽²⁾。このように札の降臨を粗末に扱ったり、又は疑い、否定的な態度をとつた人たちは不幸になり、なかには死亡するものもあつたといつたぐいの話は少なくない⁽³⁾。

八月下旬にはじまつた札ふりは、日を追つてはげしくなつた。「京巷説」には

九月ノ初二至テハ本町筋所々へ降り、次第くニ降タル家多クナリ、八日九日頃ニ至テハ城下堅横ノ町降ラサル所ナク、夫ヨリ東西端々迄モ降り、西ハ琵琶湖問屋町辺迄、東ハ出来町慎妙寺前駿河町ノ端迄、南ハ熱田迄続キ、北ハ志水大曾根、大低^(マヤ)一町ノ内ニ少キハ一二軒、多キハ五六軒

とある。降つたのは秋葉神社の御札をはじめ諸神仏・木像・銅像などでもあつた⁽⁴⁾。町奉行の調査によると、八月二十八日より九月十五日までの間に一一八種、通計一二六五を数えた⁽⁵⁾。以前の宝永・安永そして文政一三年(一八三〇)

のおりにはいずれも伊勢の御稜が降り、お蔭参りが流行した。しかし今度のように、神仏さまさまの御札や木像・銅像までが白昼に降るのは前代未聞であると、人々は怪しみ恐れた。九月下旬になってもなおお札降りはやまず、二十九日の一日だけでも町役所に届けた数は二一七にのぼった。

町奉行所では降りおりた札・木像などの類を八月より十月末までを三期にわけて集計している。その大要を把握するため整理すると、表1・2のようになる。

表1

順位	月日				
	1	2	3	4	5
名称	伊勢太神宮	秋葉	豊川稲荷	津嶋	観音 (下略)
枚数	三七六	二五〇	一一二	五一	三九
合計	一、二六五				
名称	秋葉	伊勢太神宮	豊川稲荷	津嶋	善光寺 (下略)
枚数	二七五	一〇三	五九	五三	四七
合計	九九九				
名称	秋葉	津嶋稲荷	豊川	伊勢太神宮	大黒天木像共 (下略)
枚数	三三三	一七二	八七	六八	三六
合計	一、一三九				

表2

名称	枚数 (%)
1 秋葉	八五八 (二五・二)
2 伊勢太神宮	五四七 (一六・一)
3 津嶋	二七六 (八・二)
4 豊川稲荷	二五八 (七・六)
5 観音	一〇九 (三・二)
6 善光寺	八九 (二・六)
7 熱田神宮	八七 (二・六)
8 大黒天	八二 (二・四)
9 金毘羅	四九 (一・四)
10 白雪イナリ	三四 (一・〇)

表2の伊勢太神宮を除いた秋葉以下四位の豊川稲荷までの集計は一、三九二枚であり、全体の四〇・九%となる。近在の神社が半数近くを占めていたことが判明する。

つぎに八月末より九月十五日までは一日平均七〇・三枚、九月十六日より同月末までは七一・四枚とほぼ等しいの
にたいし、十月は三八枚とほぼ半減している。もちろん右の期間内において増減があったことは「(九月)廿日に至て

府下へ降事稀なり⁽⁹⁾」「九月下旬に至っては、府下へは降る事稀なり⁽¹⁰⁾」とか、「十月中旬より廿日頃迄、門前町へ降る事猶多し⁽¹¹⁾」「十月末に至りて降る事漸少なり⁽¹²⁾」などとあることにより明らかである。十月以降は「十月中は市街村落猶所々降て祭りしが、十一月に入つてすべて止む⁽¹³⁾」とあるように、札数はいちじるしく減少した。降り落ちてきた諸神仏の札・木像・銅像などを、人々はつぎのようにして祝い祭った。

銘々店先ニ壇ヲ構へ新薦^{アラゴロモ}ヲ敷、白幕或ハ金屏風等ニテ囲ヒ^{紋付ノ幕サマノノ屏風モアリ}、四斗樽ヲ置或ハ二升樽ヲ並へ、強飯果實蔬菜魚脯サマノノ菓物ヲ備へ、昼夜燈ヲ献シ、家々不残軒ニ長キ竹ヲ立桃灯ヲ多クトモシ篝火ヲ焚キ、夜中ハ何レノ町ニテモ燈火ノ光爛々トシテ白昼ノ如ク、馬ノトウ^{是ハ所ノ祭り名}丹ワク或ハ大八車ヲ二輛ツナキ幕ヲ張ヒキ歩行、町々ニサマサマノ作り物ヲ出シ其賑ヒ夥敷、或ハ神人^{ネキミコ}神子ヲ雇ヒ、店ヲ拜殿ニ構へ神樂ヲ奏スルモアリ、改而式正ノ神樂興行スルモアリ⁽¹⁴⁾

『感興漫筆』もまたその有様を巧みに描写している。重複するところもあるが左にあげておく。

其祀り方は、店頭を屏風或は幕等にて隔て一間とし、階も幾級にも作り、上に新薦を敷、前に神酒・強飯・菓子・野菜・蔬果・魚等思ひく^{樽を多く並べ連ねたるもあり}に並べ、燈を点じ、前にも幕を張掲げ、提灯に各其神号を書し、長き竹の笹のつきたるを簷頭に双立し、しめ縄をはり、町内家毎に提灯を簷に掛たるもあり、別に提灯の台を植立て掛たるもあり、竹枝に連ね掛たるもあり、観拝者各賽銭を投ずるにより、別に賽銭箱を設たるもあり^{これは多きはなし}神前・仏前へ直に投たるは銭重畳して積りたり。少年の者、種々の打扮^{イデタチ}して馬を牽き走り、或は列歩躍りあるくもあり。大八車を二輛縛し幕をはり、其内に乗りて太鼓・笛等を鳴し、長縄をつけて牽くもあり、毎街のにぎわひ人氣飄飄たり。或は店頭に物を集めて、種々物形を作りて奇観とするもあり。夜は町々の張燈光耀し、篝火煥若、殆ど白昼のごと

し。これを観る者群集す。

長島町・伝馬町北へ入町路傍に、油皿を数百架を重ね置いて火を点⁽¹⁵⁾ず。

神仏の札がふつても、最初のころは店先を飾りしめ縄を張りめぐらす程度であつて、騒々しいことはなかつた。しかしそのご連日連夜にわたり神仏の札がふるにおよんで、町中はしだいに賑わいはじめる。

町々作りもの踊り屋臺等建置晝夜之踊りニ御座候、尤諸国之神々は不及申ニ佛像等も尊き方之御彰^(影カ)杯夥敷町々江降り申候間、唯今ニ而は實ニ晝何時ともなく町々老若男女とも氣違ひ之如くにて、ニワカ踊り杯いたし商売は丸体休ミ同様之事ニ御座候

とある。⁽¹⁶⁾

人々は自宅に神仏札のふるのを今日か明日かとまちのぞんでいた。

九月十日夜、蔵王はりや喜助所の庭樹へ八幡宮の御札降。喜助従来願望せしが其応あり、大に喜んで祀⁽¹⁷⁾る。それも各人がそれぞれ個人別に喜び祝うだけでなく、近隣・町内こぞつて祝うという共同体的な結びつきが強い。

十五日夜、長久寺門前南ノ組久治所へ国府宮ノ札降。

是迄降らざるゆへ、町内の者共篝火を焼、熱田に詣で祈りしといふ。

十八日申刻頃、蔵王筋町宅山田某^{土屋某の家隸}の屋へ熱田大神宮箱稜降。^{古き箱稜也}十九日より町内笹を立て祭⁽¹⁸⁾る。

右のほか長島町の狂言役者がしめなわを張り塩をまいて祈念すると、其夜に伊勢内宮御札がふつたので大よろこびて祭つたとか、益屋町の某は門前町安用寺豊福稻荷に参詣し、これまで特に信仰しているのに札のふらないのは、お恨みでもあるのかと言つたその晩に町内に札がふつたという類の話が少なくない。⁽¹⁹⁾

市中の札ふり祝いは、日を追つて異常なほどに高まつていった。

九月十日頃より諸街へ多ク降祀場盛になり観者群集、日々夜々の作り物にわかねり物さま／＼の衣裳をかざり町々を躍りありく、夜ハ燈光白昼の如し、此時に至て城の南西東祀らざる所なし。⁽²⁰⁾

町中が両側に長い竹を立てならべたため、縦横の町はまるで藪のようになり、夜は夜で町中が提灯をともし、あるいは長竿頭に桃灯をかけつらねたので、遠方からみるとまるで星の輝くようであった。⁽²¹⁾ 長島町では十三日に熱田神宮の札がふり、祭場前に白木の鳥居を建て、白幕をはり、神前はすべて白張の提灯をつらねた。大丸屋の作り物は道成寺（姫と僧）、松前屋のは業平八橋であった。同夜十一屋の向い東側へ舞場を設け、神子を招いて神楽を奏した。⁽²²⁾ 楽人は札のふった個人の家に招かれたり神楽の奉納などで、九月中は暇がなかったという。⁽²³⁾ 馬のとうで着る縮緬の費用は一入前七両以上、なかには板子縮緬で十二両、錦を使用したのは三〇両といった高價なものさえあった。熱田の娼妓たちは髪を切つて男子の髻のようにし、裸体に襦袢裏肚を着て禪をしめて馬のとうに出たという。⁽²⁴⁾ 馬のとうとは、馬の塔、馬の頭、おまんとう、飾り馬、駈馬ともいい、飾つた馬で社寺に詣でる、尾張・西三河の代表的祭礼であった。⁽²⁵⁾ 当時の名古屋では

市人工商、皆其産業は忘れたるが如くにして、神事・仏事に力を専にし、相会しては飽食・酔飽す⁽²⁶⁾とある。江戸では名古屋での札ふりを描いた錦絵が出版された。これを伝え聞いた名古屋の人が江戸滞在のものに購入を依頼したところ、新板で三枚続き三〇〇文であったという。⁽²⁷⁾

八月末からはじまった札ふりによる群集乱舞の狂乱のなかで、多くの利益をえたものがあつた。蠟燭屋・酒屋・提灯屋・呉服屋・魚商であり、縮緬・白唐木綿は売尽して諸店とも空になったという。そのほか篝火の薪、神前にともした油の費用も莫大であつた。⁽²⁸⁾

こうした市中の狂乱も、各町の個々の家では七日でもって終わっている。それは役所より祭りは七日間と日限定

されたためである。「感興漫筆」には「官に達すれば、七日の間祀るべし、但、奢ケ間敷事を禁ぜらると云」とあり、⁽²⁹⁾「風聞記」には「町家店々ニかさりて祭る事七日の間也、先なるハ追々仕まひたり」とあり、⁽³⁰⁾また「五美堂紀聞」にも「町屋店ニ而祭事七日之間、先づ追々に仕舞申候」とあり。⁽³¹⁾さらに「感興漫筆」には「九月下旬に至ては、府下へは降る事稀なり、七日祭りたるは皆祭備を徹す」とあり。⁽³²⁾しかし「丁卯奇譚」には

右祀場を張る事大概七日を限とす、或ハ二七日なるもあり、既に祀り訖れハ遷宮式と称し、神楽音楽等を奏し、行装を美にして各街の内を経過し、別に屋上に祠を設けてこれに移す、是亦觀者多し

とあって、必ずしも七日の祭りで終わったとはいえないようであるが、一般は七日の祭りで終了したとみられる。そのおり特にお蔭詣、あるいは近辺の神社等に参詣することはなかったようである。この点、近辺の村々ではや、趣を異にし、熱田か村内の祠に詣でている。

十月に至てハ四方の諸村へも降らざる所なし、村民これを祭る事府下に同じ、祭り訖れハ隊を成し馬を曳て熱田の祠に詣、其途中或ハ棒技をなすもあり、或ハ村内の生土神祠に詣るのみなるもあり⁽³³⁾とある。

名古屋市内の十月は、

十月に至て又所々へ多く降。十月十日後に至ては門前町辺近く降、又大ききにぎはふ

とあり、⁽³⁴⁾依然として札は降っているが、一日の平均数は、以前に比すと半減していたことは前述したとおりである。名古屋での札降りの最終は十一月七日とあり、⁽³⁵⁾ほぼこれをもって同地における札降りの狂乱は終わったといえよう。

当地の「ええじゃないか」の現象のなかに、人々は物價の下落などを含めた「世直し」への期待が大きかった。

新板数取ふし

壹ツ 晝夜神佛下り升

貳ツ 不思議ナ事てムリ升

三ツ 見ても聞てもおそろしムリ升

四ツ 世直しのためてムリ升

五ツ いづれもありかたがアリ升

六ツ むかしもふることこざり升

七ツ なれとも今度ハたいそでムリ升

八ツ 屋敷がたへもふウリ升

九ツ 子供が嬉しがアリ升

十テ 当月中ハふウリ升

おかけ参りやぬけ参り御散銭かふウリ升

降る神の御影参りと世直しと

諸色直下ヶに成るそ嬉しき

米ハよし綿よし時よし御祓のふるよし

人氣直る世の中

神仏降て悦ふ者計

是か豊年世直しそかし

おめてたづくし

神さま降ッてお目出たい

佛もごさつておめてたい

家内ニ祭て御めでたい

七日祭り納めて御めでたい

開闢このかたない御めでたい

町中賑合御めでたい

神子を舞ハせて御めでたい

餅投祝ふ御めでたい

酒呑踊るおめでたい

親類町内寄合おめでたい

禰宜山御初穂取ておめでたい

坊主も布施取おめでたい

神棚もふけておめでたい

新ござ賣ておめでたい

白布賣ておめでたい

蠟燭のもふけておめでたい

提灯賣ておめでたい

餅米のもふけおめでたい

太物商ひおめでたい

呉服屋もうけておめでたい

ごろふく賣ておめでたい

御神酒や酒賣ておめでたい

御幣の紙賣ておめでたい

肴が賣ておめでたい

青物賣ておめでたい

上ヶ物沢山おめでたい

篝火物賣ておめでたい

降限りなふておめでたい

新らしき神や佛があまくだりおめでたいことく

夜の中ハ是で直るぞおめでたいわへやいわへおめでたいこと⁽³⁶⁾

右のように、神仏の札降りは世直しのためであり、物價の下落や豊年ともあわせて、人々の世直しへの期待感がうかがえるものである。

また

関東も昔に替る穢土なれハ

神去り来ます金城の国

世直しに降御拔の御稜威もて

ゑみしの船を打拂ひてん⁽³⁷⁾

といった狂歌のほか

江戸表横浜異人追々地面を買て住居いたし候様相成候間、同所之神佛不殘飛出し、諸国へ移り既ニ此国江茂御行移り
ニ相成候由⁽³⁸⁾

というように、異国人の渡来および居住により関東はもはや穢土と化したこと。そのため神々が関東により名古屋に飛来したのがこのたびの神仏の札降りであるとみなしているのである。これがさらに発展して、世直しに降るお札の威光でもって異国船の打払い＝攘夷を願っているのである。「時勢ちよぼくれ」（富永某作）のなかにも

是から攘夷シヤ。く。夷人の懺悔惡事^{ヨク悪(マ)}シヤ……神の御力不思議な者ジャソ。空中よりして神兵が出るやう。火丸か降るやう。自由自在で。御守護の有事。必是の必是ぞ。蒙古の来時。御神力なさった。神も。佛も。龍神も。天狗も。現にまします。努々疑ひなさるナ。今度で知れたぞ。開闢以来の大難なれども。神のまします浮世シヤあるそよ

とある。⁽³⁹⁾ 庶民が神仏の札が降る現象を理解する一つではあるが、そこには神国の意識や攘夷の感情がうかがえるのである。

註(1)「丁卯奇譚」。「青窓紀聞」(蓬左文庫所蔵)。

(2)「風説集後篇」六(東京大学史料編纂所蔵)。

(3)たとえば「青窓紀聞」所収の関戸の弟某が殺された話など。同書だけでも他に二つの挿話を記載している。

(4) 「京巷説」(「稿本」所収)。

(5) 「丁卯奇譚」。

(6) 前註(4)に同じ。

(7) 「感興漫筆」(「名古屋叢書」第二十二卷、一七四頁)。

(8) 「青窓紀聞」より集計。秦達之「尾張地方における『ええじゃないか』」(「東海近代史研究」七号)には札の種類や数量などで詳細な集計がある。表1のI II IIIは、それぞれ上位より五位までを掲げた。表2はそれぞれの札数のI II IIIの合計を、上位より十位までを掲げ、総計三、四〇三のなかで占める比率を()内に記した。なお総計の三、四〇三という数字のほか「青窓紀聞」に記してあるように、場末の町々やあるいは「御扶助陪臣等」の未届分も相当数あったと思われる。表2の「観音」にはII期の「聖観音」を含めた数字である。「大黒天」も木像を含む。

(9、13) 「感興漫筆」

(14) 前註(4)に同じ。

(15) 前註(7)一六三―四頁。

(16) 「慶応丁卯筆記」(「稿本」所収)。

(17) 前註(7)一六五頁。

(18) 前註(7)一七一頁。

(19) 前註(7)一七六頁。

(20) 前註(5)に同じ。

(21) 前註(7)一六六頁。

(22) 前註(7)一七〇頁。

(23) 前註(5)に同じ。

(24) 前註(7)一七二頁。

- (25) 秦達之氏前掲論文四〇頁。
- (26) 前註(7) 一七三頁。
- (27) 前註(7) 一七七頁。
- (28) 前註(7) 一七二、三頁。
- (29) 前註(7) 一六三頁。
- (30・31) 「稿本」所収。
- (32) 前註(7) 一七三頁。
- (33) 前註(5) に同じ。
- (34) 前註(7) 一七三頁。
- (35) 伊藤忠士「ええじゃないか」(佐々木潤之介編『日本民衆の歴史』五・世直し・三〇一頁)。
- (36) 「丁卯奇譚」。「青窓紀聞」にも見えるが若干の異同がある。
- (37) 前註(5) に同じ。
- (38) 「慶應丁卯筆記」(「稿本」所収)。
- (39) 前註(5) 所収。

三 禁止令および識者の評

お札降りが名古屋市内から周辺地域へと広まっていくありさまは『感興漫筆』等によると、

- (1) (九月) 廿日に至て府下へ降事稀なり。僻地へ降、岐阜へ多く降、清須辺へも多く降といふ。
- (2) 九月下旬には北鄙小牧・内津辺へ多く降る。岐阜へも多く降るといふ。円城寺・加納辺へも多く降る。

(3) 十月に至て四方の村落へ多く降。祭り畢て後、馬のとうを出し、熱田に詣る者隊をなして大ににぎはふ。

(十月) 僻地村落へもことごとく降りて、これを或は生土神の祠にて祭り、祭り畢て馬のとうを出す。其隊、数村を合せ、鉄砲を打ち鼓をならし、棒を携へ列を正して熱田に詣。或は其地に近き寺社に詣しもあり。

美濃ハ十月より初り申事と見えたり

(4) 十月中は市街村落猶所々に降て祭りしが、十一月に入てすべて止む。

とある。⁽¹⁾さまざまな神仏の札が降つたのは市内と同様であつて、白山村(現春日井市)では熱田太神宮・秋葉大権現・白山宮・太神宮・金毘羅の五種が一日のうちに降つて⁽²⁾いる。

九月に名古屋では二つの禁令が出ている。

町中江大急觸

伊勢両、宮初所々神札等降候、町々心得方之儀、兼而為申通置候通、全神仏を尊敬神酒等相備候義ハ其通候得共、右ニ事寄難涉之者迄家毎ニ集錢等致し、多人数寄集り遊興ケ間敷所作而已ならず他町迄も相騒し、井往来之差障等無辨別之取計筋も有之哉ニ相聞、以之外之事候條、尊敬清浄之主意專要ニいたし、心得違無之様追々觸示置候趣をも相辨、不束之所作等致間敷候、若背候ハ、追々ニ取訂急度可申付事

九月十日

他所江猥ニ相越候儀は不相成旨等、追々觸渡置候処、当節神札等降候町々、神仏尊信之儀は勿論之事候得共、礼参杯と唱互競ひ合、花美之衣服物數寄遊興同様申合、他所諸神仏等江相越候儀は決而不相成候、若相背候者有之候ハ、急度可申付候、其内事实信仰筋等無余議子細有之相越度者は、其段申出可任差図候

右之通、町中并寺社門前町續端々迄、不洩様可觸知者也

九月十七日³

しかし右の禁令にもかかわらず、これが守られなかったことはさきに見たとおりである。尾張藩では十月三十日に觸れて、老侯徳川慶勝上京のさいでもあるからと、群集して騒ぐことを禁じた。⁴さらに十一月三日、お札降りの祭りを何日も続けるのを禁止した。

町觸

神札等降候家ニおゐて祭り方之儀、吟味之訊有之、己来家内ニ而祭り候儀は其通り之事候得共、店先等ニ而事々敷相祭り候儀は、決而不相成候間、可存其旨事

十一月三日 惣町代

町代中

十一月初には猶たまさかに降たる所あり、竹を立て祭らんとせしが、右の令ありしにより止めたり、それより八自ら降事も止めたりとある。⁵この十一月初旬でもって、名古屋のお札降りは終わったようである。

当時名古屋に居住していた崎門学派の儒者細野要齋は、名古屋およびその周辺地域の「ええじゃないか」についてつぎのように記している。

(九月)比銅像、何れの所の物なるを知らず、妖怪の持来りたるを祥瑞と思ひて、巖祀・尊崇するも愚の至りといふべし。

十月の末に至ては、人多く妖狐のわざなるを悟るといへども、商人・愚人は猶其害をなすを恐れ尊崇奉祀するなり。⁽⁶⁾

御札ハ御札也(し脱カ)降り事ハ神慮にも佛意にも非ず、此差別なきも愚の至也。⁽⁷⁾

右九月十月凡そ六十日許、尾府下及び四方の諸村、神仏を祭り物品を費す事おびたゞしといふべし。愚人、妖魅のわざなるを知らず、神慮・仏意よりする処なりと思ひ、恐懼尊崇至らざる所なし。官も亦、茫然これを分明する事能はざるより、許して問はず。十月末、玉屋某が小奚^{コソツ}、旧里美濃兼山に歸りて怪を行ひ、太田の県官をこれを抑へて司農府に送り、司農府これを市令獄に送るに及んで、従来の怪、妖狐の所為なる事顕はれ、これを店頭に祭るを禁ずるの令出、^{十一月三日}これより降る事も隨て止たり。⁽⁸⁾

要斎ほどの知識人でなくても、神符らのふるのを怪しんだ人々が少なくなかったことは、札ふりにまつわるさまざまの挿話のなかに札ふりに疑いを抱いた人の話が多いことから知られよう。二、三の例を左に挙げておく。

(一) 駿河町法花寺町・禪寺町の間或家へ秋葉の御札降りたるを、棚に上げたるまゝにて早く祭らざりしかば、石降りて屋瓦を碎き、疵を蒙りたる者もあり、九月十日の頃なり。

(二) 本町貳丁目東側玉屋某(玉屋は扇工也)の小奚^{コソツ}忠七、十四五歳か、篝火の内に入て秋葉大権現の文字を奉書紙に書す。紙も筆墨も持ざりしが、火中にて書て持て出たり。此者平生書を知らざりしが、文字楷正にかきたり、奇なる事也。これを怪み誇りたる者ありしに、忽ち狂氣したりと云。^{九月十日頃の事也}

(三) また惣町代花井七左衛門は、右の玉屋に秋葉の札がふつたのを「怪み誇り、官に申してその降たる家にて祭るとも、町内さはがしく馬のとうなど出す事は決してすべからずと命」じたところ、玉屋の小僧忠七が奇事を行な

い、七左衛門を謝罪させたばかりか七左衛門を官に訴えさせ、ついに馬のとうを出し賑やかに祭ることが許されたという。⁽⁹⁾

「五美堂紀聞」にも同様の記録があり、その末尾に「祭を廉略にすれば忽咎めに逢ふと言⁽¹⁰⁾」と結んでいる。「丁卯奇譚」には「不信の家の札ハ紛失したるも俣ありと云」とも記している。

右のように不信心者をいましめる挿話が少なくないが、それは同時に札ふりを信じない者が多くいたことを物語るものである。右の類の挿話が多ければ多い土地ほど、札ふりを怪しむ者が多いことを証しているといえよう。概していえば村や宿駅にはこのような挿話は少なく、名古屋・京都といった都市に多くみられるのである。⁽¹¹⁾

註(1) 『名古屋叢書』第二十二巻、一七一、三、七頁。(3)のうち美濃は「青窓紀聞」による。

(2) 『春日井市』資料編、三〇二頁。

(3) 「丁卯奇譚」。『丁卯雑拾録』四(『日本史籍協会叢書』(四)四〇五―六頁)。

(4) 阿部真琴「ええじゃないかの民衆運動」(大阪歴史学会編『近世社会の成立と崩壊』所収、一八〇頁)。

(5) 「丁卯奇譚」。『感興漫筆』一七八頁には、たんに禁止した旨の日付があるだけで町觸の文面は記述されていない。

(6) 前註(1)一七〇頁、一七七頁。

(7) 「丁卯奇譚」。

(8) 前註(1)一七八頁。

(9) 前註(1)一六六頁。

(10) 「五美堂紀聞」(「稿本」所収)。

(11) 拙論「京都のええじゃないかについて」(『駒沢史学』第四二号)。

結 論

名古屋では神符や仏像などは、市中にまんべんとなく降ってはいない。

凡そ御札守・仏影・木像等の降る……まづは富家へ多く降りて貧家へは降らず。

とある。⁽¹⁾ 富商井藤次郎左衛門宅には熱田太神宮・那智道滝大権現本地観音・清正公の三種が降り、大丸屋・本町松前屋・十一屋などの富商には熱田太神宮をはじめ伊勢の両宮、道了大権現が降った。本町六丁目西側桑名屋半左衛門(旅籠屋)宅へは、九月三日から十月十二日にかけて都合四三枚の札が降った。⁽²⁾ そのほか右の旅籠屋には西宮の御杖が、日蓮宗徒には清正公、一向宗徒には親鸞名号の類が、妾宅には弁財天が降るなど「よき見立」であったという。⁽³⁾

右のような「よき見立」は、近隣のよく事情を知っている者でなければ出来るものではない。玉屋六右衛門の召仕忠七(一九才)は、代官屋敷で「はしめよりの所作一々白状し、御札ハミな私かふらせし也、金子も多く盗ミたりしか今懷中に七十五両ありとて取出した」ので即座に縄をうたれ入牢となっている。⁽⁴⁾ 久屋町壹丁目瑠璃光寺北隣の薬店伊勢屋嘉兵衛方へ三州岩津天満宮の御影が降ったので町の人々は、祭りの後に岩津の方へ参詣しようと話しあった。ところが近隣の酒店中嶋屋の丁稚が、家にあった天神の画に岩津と書きこんで、先夜自分が伊勢屋に投込んだと白状した(丁稚の雇傭先の子供と二人でしたのを丁稚が一人で罪を負うたという)。⁽⁵⁾

また府下の万松寺と円頓寺の僧が札を降らせて捕えられている。⁽⁶⁾ 近郊の戸田村の氏神が何者かによって盗まれ隣村の原田村に降った。犯人は番人の子であるという。⁽⁷⁾ 伏屋村では祭った札が盗難にあい、⁽⁸⁾ 日置はたご町では多くの神牌を失った家の近辺にその神牌が降った、⁽⁹⁾ さらに偽って神がかりの真似をし、役人に捕われた魚の棚研工がある。⁽¹⁰⁾ 祭場となつて利を得ようとし、大男より賜物を得たと偽つたため、怒つた町内の人々より打たれた豆腐商もあった。⁽¹¹⁾

右のようにみると、作者は必ずしも政治的作爲をもって行つたとは思われない。むしろ政治性はないといえよう。さらに札降りの発生が八月末という時期であることや、当時政治の中心地とはいひ難い名古屋であること等より、作者と討幕派とを結びつける積極的な理由を見出すことは困難である。

以上により名古屋における「ええじゃないか」は、世直しへの期待は少なくないが、それも祝祭的性格にとどまり、近在農民の参加による反封建的色彩を帯びた、いわゆる世直し踊りへの発展は認められない。またそこでは討幕派によつて仕組まれたとする積極的な根拠も、現在のところ認め難いのである。

史料の閲覧を許された東京大学史料編纂所、名古屋市立蓬左文庫に御礼を申し上げます。

本論文は一九九一年度、駒澤大学特別研究助成金による研究の一部である。

註(1) 『感興漫筆』(『名古屋叢書』第二十二巻、一七〇頁)。

(2) 「丁卯奇譚」

(3) 前註(1) に同じ。

(4) 「青窓紀聞」

(5) 前註(2) に同じ。

(6) 前註(1) 一七一頁。

(7) 前註(1) 一七四―五頁。

(8) 前註(1) 一七五頁。

- (9) 前註 (1) 一七七頁。
- (10) 前註 (1) 一七三頁。
- (11) 前註 (1) 一七三—四頁。

(一九九二年一月稿)